

# daily コラム

2009年9月18日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

## 仮決算のすすめ

前事業年度の法人税額が20万円を超える場合、半期経過後に、その半分の税額を納税する必要があります。しかし、業績が悪化し資金繰りが厳しい場合、納税せずに済ませる方法があります。

### 中間申告には2種類ある！

#### (1) 予定申告

前事業年度の法人税額等の半분을、半期経過後から2カ月以内に納税する方法です。

ただし、前事業年度の法人税額が20万円以下の場合には、納税する必要はありません。また、中間申告書を提出しない場合は、予定申告したものとみなされますので、納税せずに放っておくと延滞税がかかってしまいます。

#### (2) 仮決算による申告

仮決算とは、事業年度開始から6カ月間を1事業年度とみなして中間決算を行い、それに基づいて、中間申告を行う方法です。

前期は業績が良く多額の納税を行ったが、今期は業績が悪かったり赤字が見込

まれる場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことにより、中間納税の負担が軽減されます。

なお、この場合は、税務署等から送られてくる中間申告書は使用せず、確定申告書と同じ様式によって申告します。

中間申告による納税額は、確定申告による納税額から控除されます。

### 仮決算ってどうするの？

仮決算も決算ですので、基本的には、決算手続きと同様の手順です。

現金残高の確認から始まり、減価償却費の計上や決算整理仕訳も行います。

### 消費税は？

消費税も仮決算による中間申告を行うことができます。法人税は予定申告で消費税は仮決算で、といったようにそれぞれ選択適用できますので、シミュレーションして有利な方法を選択すると良いでしょう。

